

# 大阪市立清水小学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人権教育を基盤に一人一人のよさや可能性を伸ばし、「生きる力」を育む教育活動を推進する」ために「清水小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) 人間尊重の精神を根底に据え、差別を許さず、仲間とともに互いに支え合い励ましあい、ちがいを認め合う児童を育てる。
- (2) 児童一人一人が自尊感情をもてるように、ピアサポートをはじめとする取り組みを行う。
- (3) いじめのアンケートを毎学期取り、児童の実態を把握し、未然防止に努める。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 言語力の育成をめざし、「自ら考え、いきいきと伝え合う子どもを育てる」を研究テーマにして、自分の考えを文章にし、意見の交流を通して、考えを広め、深めることができる授業・活動を重点に据え、指導していく。
- ② 単元の始めにレディネステストを実施し、児童や保護者の希望によりコース編成を行い、児童一人一人の興味・関心を高め意欲的に学習できるような授業を構築して、習熟度別等少人数学習の内容を充実させる。
- ③ 教員全員が授業研究を行い、研究討議を通して教科の指導力の向上を図っていく。  
放課後ステップアップ事業で、放課後の自学・自習をする習慣を身につけられるよう指導員と教職員が連携して取り組む。また、学級・個人懇談会の機会を利用して各個人に合った家庭学習の相談や推進に努めていく。

## (2) 自己有用感を高めるために

- ① 清水まつりをはじめとして、年間を通じた縦割り班活動を計画的に実施し、集団の一員であるという連帯感をもてるようになるとともに、高学年の児童にはリーダーとして責任感をもてるようとする。
- ② 登下校中、見守り活動をされている地域の人々とあいさつを交わすことで、地域の方々に親近感をもち、地域ぐるみで育まれている気もちを抱けるようとする。
- ③ ゲストティーチャーとしてJRの職員を招いて車掌などの仕事について体験活動を取り入れながら講話してもらったり、トップアスリート夢授業で世界で活躍したスポーツ選手を招いて体験談をしてもらったりして、将来の自分の夢を実現させようとする意欲を高めるようとする。

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 人権について考える集会を年間計画に則り、年4回行い、学校全体で「いじめ」「差別」だけでなく、「平和」「命」「仲間」などについての意識を高められるようとする。
- ② 人権教育に関わる教職員研修会を月1回行い、児童理解の深化充実、教職員の人権感覚の向上を図る。
- ③ ピアサポートの学習を推進し、仲間づくりに重点を置いた取り組みを計画的に行う。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日常の学校生活での児童相互の関係を観察し、知りえた事実について速やかに情報の共有化を図る体制を確立する。
- ② 児童の変化について（5W1H）を正確に記録する。
- ③ 学期に一度いじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を活用して、早期発見に努める。また、必要に応じて担任や人権・同和教育主担を中心に当該児童や保護者に対して教育相談（個人面談）を実施する。
- ④ いじめ相談窓口について、保護者に文書を配布して周知を図る。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案が発覚した場合は、速やかに当該学年、人権・同和教育主担、生活指導部長、管理職へ報告し、サポート委員会（いじめ防止対策委員会）で対処する。

- (2) サポート委員会を中心として校内だけで対処できない事案では、場合に応じて主任児童委員や旭区子育て支援室、子ども相談センター、警察などの関係諸機関と連携をとり、早期解決に努める。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① 組織名「サポート委員会」（毎月1回開催）
- ② 構成メンバー・・・管理職、生活指導部長、各学年1名、人権・同和教育主担、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
- ③ 役割
  - ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
  - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ④ 調査等
  - ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
  - ・教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査（随時）
- ⑤ 研修会
  - ・人権教育「児童理解」研修会（5月、2月）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信を行い、保護者に対する啓発に努める。
- ② 学校協議会の際に、いじめに対する早期発見についての方策を提案し、地域全体で児童を見守る体制づくりについて協力を求める。
- ③ 必要に応じて、地域諸団体や関連機関に対してサポート委員会への参加を要請する。

### (3) 取組内容の検証

- ① P D C Aサイクルを活用して、取り組み内容を絶えずチェックしながら問題解決にあたる。
- ② 「運営に関する計画」の年度内目標にいじめや差別についての項目を設定し、全教職員で目標達成に向けて取り組み、成果と課題を明らかにする。
- ③ いじめのアンケートによる未然防止・早期発見の推進を行ったり、学校評価アンケートを実施し、「命を大切にする」等の評価を行い、生命尊重の意識に高まりがあつたかどうか検討し、指導内容を見直す。

## 7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・ 学校の対応は、窓口を一本化し、誠意ある対応を心がけ、事実を伝える（隠蔽しない）ようにする。
- ・ 調査組織を直ちに設置し、事実関係を（5W1H）を正確に記録して明確にする。
- ・ 被害児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う。
- ・ 教育委員会への報告を迅速に行い、適切な対応ができるようにする。

※ いじめ発見の際の流れ

